

大川広域行政組合事務決裁等規程

〔平成 3 年 9 月 30 日〕
訓 令 第 1 号

改正 平成 9 年 6 月 27 日訓令第 2 号 平成 10 年 3 月 31 日訓令第 1 号
 平成 10 年 9 月 30 日訓令第 2 号 平成 11 年 3 月 1 日訓令第 1 号
 平成 12 年 3 月 27 日訓令第 1 号 平成 14 年 3 月 29 日訓令第 3 号
 平成 15 年 4 月 1 日訓令第 2 号 平成 15 年 4 月 1 日訓令第 3 号
 平成 15 年 12 月 1 日訓令第 10 号 平成 16 年 3 月 29 日訓令第 8 号
 平成 16 年 6 月 29 日訓令第 24 号 平成 17 年 3 月 28 日訓令第 11 号
 平成 18 年 3 月 24 日訓令第 3 号 平成 18 年 3 月 24 日訓令第 6 号
 平成 18 年 9 月 29 日訓令第 14 号 平成 19 年 3 月 29 日訓令第 2 号
 平成 19 年 3 月 29 日訓令第 5 号 平成 22 年 3 月 25 日訓令第 3 号
 平成 24 年 4 月 24 日訓令第 4 号 平成 24 年 9 月 28 日訓令第 11 号
 平成 25 年 3 月 26 日訓令第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、管理者の権限に属する事務の決裁、専決、代理決裁等に関し必要な事項を定め、決裁責任の所在を明確にし、行政の能率的運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 この規程により専決権限を認められた者（以下「専決者」という。）が、その範囲内で常時管理者に代わって決裁することをいう。
- (2) 決裁 管理者及び専決者が、その権限に属する事務処理について、最終的に意思を決めることをいう。
- (3) 決定 決裁過程において、中間担当者がその意思を決定することをいう。
- (4) 代理決裁 決裁する者が不在のとき、この規程に定める者（以下「決裁者」という。）が代わって決裁することをいう。
- (5) 代理決定 決定する者が不在のとき、この規程に定める者（以下「決定者」という。）が代わって決定することをいう。
- (6) 不在 決裁者又は決定者が短期の出張、病気その他の理由により、直ちに意思を決めることができない状態をいう。
- (7) 合議 決裁を受けるべき事案が 2 以上の所属（大川広域行政組合事務局の組織に関する規則（平成 3 年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第 5 号）に基づく事務局、大川広域行政組合さざんか荘管理規則（平成 9 年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第 5 号）に基づくさざんか荘及び大川広域行政組合し尿処理施設設置及び管理条例施行規則（平成 11 年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第 14 号）に基づくし尿処理施設をいう。以下「所属」という。）に関連するとき、その処理について所属に可否の意見を求めるため回議することをいう。

(決裁の順序)

第2条の2 決裁を要する文書は、順次直属上司の決定を得て管理者又は専決者の決裁を受けなければならない。

2 秘密の取扱い又は緊急を要する事案については、上司の指示を受けて適宜処理することができる。

(効力)

第3条 この規程に基づいてなされた専決及び代理決裁は、管理者の決裁と同一の効力を有する。

(管理者決裁事項)

第4条 第1条に規定する事務のうち、次の各号に係る事項の決定についてはすべて管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 総合企画及び運営に関する一般方針の確立
- (2) 重要な事業計画の樹立及びその実施方針
- (3) 儀式及び表彰
- (4) 議会の招集及び議案と議案に類するものの提案
- (5) 条例、規則その他例規の制定及び改廃
- (6) 異議の申出及び審査の申立て
- (7) 行政組織及び権限の委任配分
- (8) 職員の任免、進退、賞罰及び給与
- (9) 予算編成及び起債
- (10) 公有財産の取得、交換、賃借、処分及び工事請負等の重要な契約
- (11) 一時借入金の借入れ
- (12) 1件200万円以上の支出負担行為
- (13) 前各号のほか、異例な事項、先例となる事項など特に重要なもの

(事務局長専決事項)

第5条 事務局長限りで専決できる事項は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 1件30万円以上200万円未満の支出負担行為及び支出命令
- (2) 1件100万円以上の収入命令
- (3) 所属の長（事務局長、施設管理者及び会計管理者を含む。）の県内外出張命令
- (4) 所属の長（事務局長、施設管理者及び会計管理者を含む。）の休暇、早退、欠勤その他これに類するものの承認及び勤務を要しない時間の指定に関すること。
- (5) 諸報告、諸届、誓約書の受理（重要なもの。）
- (6) 日報及び月報の確認（重要なもの。）
- (7) 行政文書の公開、部分公開及び非公開事務（諮問及び答申を得た後の決定に係るものを除く。）
- (8) 個人情報の保護事務（諮問及び答申を得た後の決定に係るもの並びに登録及び目的外利用に係るものを除く。）
- (9) 聴聞（聴聞の実施の決定に係るものを除く。）
- (10) 金額を伴わない契約、協定等の締結又は契約、協定等の期間の変更（重要なもの。）
- (11) 法令、条例の制定改廃等に伴う例規（条例を除く。）の軽易な字句の改正（法令、条例の引用字句又は引用条項名の改正その他の自由裁量の余地のないものに限る。）

- (12) 要綱、要領等の制定改廃（特に重要なものを除く。）
- (13) 行政財産の目的外使用許可
- (14) 入札保証金及び契約保証金の減免
- (15) 臨時職員及び非常勤の嘱託員の雇用又は任用の承認
- (16) 出納員、分任出納員の任免
- (17) 身分証票等の交付（消防職員を除く。）

（消防の機関の専決事項）

第6条 第1条の事務のうち、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に規定する事務並びに消防の予算の執行等その他の専決事項は、消防の機関において別に定めるところによる。

（所属の長の専決事項）

第7条 所属の長（事務局次長を含み、事務局長を除く。以下、この条において同じ。）限りで専決できる事項は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

(1) 共通専決事項

- ア 定例に属し、法令又は条例によることとされている行政文書の閲覧及び諸証明
- イ 所属職員の事務分掌、予算の範囲内における休日等の時間外勤務命令及び出張命令（出張先が県外である場合は、事務局長事前合議。）
- ウ 所属職員の休暇、早退、欠勤その他これに類するものの承認及び勤務を要しない時間の指定に関すること。
- エ 所管の業務に関する基礎資料の収集及び収入の命令
- オ 1件30万円未満の支出負担行為及び支出命令並びに旅費の支出命令
- カ オの規定にかかわらず、予算の範囲内における光熱水費、役務費、公課費の支出負担行為及び支出命令並びに法令等による負担金、交付金等の支出命令
- キ 所管施設及び設備の管理
- ク 1件の予定価格が5万円未満の不用品の処分
- ケ 諸報告、諸届、誓約書の受理（軽易なもの）
- コ 各種日報及び月報の処理（軽易なもの）
- シ 所管する行政文書の公開、部分公開及び非公開事務（諮問及び答申を得た後の決定を得たものを含む。）
- ス 所管する個人情報の保護事務（諮問及び答申を得た後の決定を得たもの並びに登録及び目的外利用に係るものを含む。）
- セ 行政文書公開決定に基づく（行政資料を含む。）写しの交付
- ソ 公印の特別な使用
- タ 金額を伴わない契約、協定等の締結又は契約、協定等の期間の変更（軽易なもの。）
- チ その他軽易、定例に属する自由裁量の余地のない事務処理

(2) 事務局次長専決事項

- ア 職員の扶養親族、児童手当、通勤手当及び住居手当の認定
- イ 職員の軽易な健康管理及び福利厚生
- ウ 香川県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）、社会保険、香川県市町総合事務

組合及び地方公務員災害補償基金（公務災害の認定申請に係るものを除く。）に係る一般事務

- エ 前号オの規定にかかわらず、給料、職員手当等及び賃金、報酬並びに共済組合負担金その他これらに準ずる義務的経費の支出負担行為及び支出命令
- オ 負担金等の納入通知
- カ 歳入歳出外現金の収入調定及び収入命令並びに支出負担行為及び支出命令
- キ 所管事務に係る行政基本資料の調査及び整備
- ク 行政手続法（平成5年法律第88号）及び大川広域行政組合行政手続条例（平成18年大川広域行政組合条例第1号）に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準の調整
- ケ 保存行政文書の廃棄及び保存年限延長の決定
- コ 文書分類表の変更
- サ 公印の新調改廃の決定
- シ 建設事業者等の調査及び工事請負に関する入札事務（入札に付する物品の購入を含む。）
- ス 管理者からの諮問に基づく大川広域行政組合建設工事施行審議会関係事務
- セ 関係市からの移管に基づき、滞納税、督促手数料、延滞金を滞納整理する一般事務（管理者決裁に関する事務を除く。）
- ソ 埋蔵文化財係の職員の勤務時間の割振り
- タ 介護認定審査に係る一般事務（軽易なもの）
- チ 介護認定審査係の職員の勤務時間の割振り
- ツ 視聴覚ライブラリーに係る一般事務（軽易なもの）

(3) さざんか荘園長専決事項

- ア 養護老人ホームへの入退所の決定
- イ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービスの利用契約の締結
- ウ 利用者の外出外泊の承認
- エ 交替制職員の勤務の割振り
- オ 第1号オの規定にかかわらず、給食費及び扶助費の支出負担行為及び支出命令
- カ 物品の出納命令
- キ 慰安品及び寄附金品の授受
- ク 指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護、指定通所介護、指定居宅介護支援及び指定訪問介護を提供した場合の利用料額等の決定
- ケ クにより決定された利用料額等の請求
- コ 職員表彰（軽易なもの）
- サ さざんか荘に対する功績のあった個人、団体及び企業に対する表彰（軽易なもの）

(4) し尿処理施設所長専決事項

- ア し尿処理施設の管理運営に係る一般事務
(類推専決)

第7条の2 専決者は、専決事項でない事項であっても、その性質が軽易なものであって、専決事項に準じて処理しようと類推されるものについては、あらかじめ管理者の承認を得て当該年度に

においてのみ専決することができる。

2 前項の場合には、事務局長に合議しなければならない。

(専決事項の報告)

第8条 第6条の専決事項のうち、給与の変動を伴うもの及び職員台帳の記載事項に関係のあるものについては、申請書等又はこれらの写しを送付し、事務局長に報告しなければならない。

2 第7条の専決事項のうち、職員の出張、休暇、欠勤等の勤務に係るものについては、毎月のはじめに、勤務状況報告書により事務局長に報告しなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、専決者は、主管事務の運営について常に注意し、その執行状況について必要に応じて事務局長に報告しなければならない。

(専決事項の制限)

第8条の2 この規程に定める専決事項であっても、次に掲げる事項については、事務局長の決裁を受けなければならない。

(1) 規定の解釈上疑義があると認められる事項

(2) 紛議若しくは論争のある事項又は将来その原因となるおそれがあると認められる事項

(3) 上司の指揮で起案した事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に上司の決裁を受ける必要があると認められる事項

(専決区分の認定)

第9条 専決区分の認定について疑義のある場合は、事務局長の決定を受けるものとする。

(代理決裁)

第10条 代理決裁は、次の各号の区分に従い、前段の者の決裁を後段の者が行う。

(1) 管理者にあつては、副管理者（ともに不在の場合で、特に緊急を要するものについては事務局長）

(2) 事務局長にあつては、事務局次長（ともに不在の場合で緊急を要するときは所属の長）

(3) 事務局次長にあつては、事務局次長があらかじめ指名する主幹又は副主幹（事務局次長、主幹及び副主幹が不在の場合で緊急を要するときは係長）、園長にあつては事務長、所長にあつては所長補佐

2 前項に規定する代理決裁は、あらかじめ指示を受けた事項又は緊急を要する事項に限り、これを行うことができる。

(代理決定)

第11条 決定者が不在の場合は、前条（第1項第1号を除く。）の規定を準用し、それぞれ代わって決定することができる。

(後関)

第12条 前2条の規定により代理決裁又は代理決定した事項中、重要又は異例と認められるものは、遅滞なく後関の措置をとらなければならない。

(出納係の主管者等)

第13条 出納係で取り扱う事務のうち、管理者の権限に属する事務については、主管者を事務局長とし、当該事務を所掌する主管者は会計管理者とする。

(指針)

第14条 専決及び代理決裁を認められた職員は、上司の意図を酌み、趣旨を誤って専断に陥るこ

とのないよう、自己の責任において適正、公正かつ迅速な事務の処理に努めなければならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月27日訓令第2号)

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月30日訓令第2号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月1日訓令第1号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日訓令第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月1日訓令第10号)

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月29日訓令第24号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日訓令第11号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日訓令第3号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日訓令第6号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日訓令第14号)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第2号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第5号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行日前に行った第1条に規定する介護認定審査室長の合議並びに総務課長及び業務課長の専決については、改正後の訓令において当該所管の課長が合議又は専決したものとみなす。

附 則（平成22年3月25日訓令第3号） 抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月24日訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年9月28日訓令第11号）

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。